

第三セクター等の経営健全化方針の取組状況（令和2年度調査） 凡例

「経営健全化方針取組状況（令和2年度調査）」

- 「初めて該当した年度の要件について」の「該当した要件」欄は、次の①～④で表示している。
 - ① 債務超過の法人
 - ② 時価評価した際に債務超過になる法人
 - ③ 土地開発公社で、損失補償又は債務保証の対象となっている、保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、自治体の標準財政規模の10%以上である法人
 - ④ 損失補償、債務保証及び短期貸付額の合計額の、標準財政規模に対する割合が、自治体の実質赤字の早期健全化基準（道府県は3.75%（東京都は5.55%）、市町村は11.25%～15%）に達している法人
- ※ 調査対象は、債務超過法人であって一の自治体の出資割合が25%以上である法人、又は、自治体から損失補償、債務保証、貸付金（短期・長期）のいずれかを受けている法人のうち、上記①～④のいずれかに該当している法人

- 「改善状況」欄は、以下のとおり表示している。
 - 「◎」：数値が改善し、策定要件からも外れた状況
 - 「○」：数値は改善したが、引き続き策定要件に該当している状況
 - 「×」：数値が悪化又は、変わっていない状況